

公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速費（内閣府男女共同参画局推進課）

28年度補正額 7百万円

事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）第20条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、総合評価落札方式及び企画競争方式による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定企業等）を加点評価する取組を、原則平成28年度から実施（WTO対象事業は遅くとも29年度から対象）。
- 「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等により、独法等、地方公共団体、東京オリパラや民間企業等の調達における国に準じた取組等を促進。
- 今後、働き方改革等を通じたワーク・ライフ・バランス等の推進を加速する必要があるため、調達を通じたワーク・ライフ・バランス等推進の取組に関する民間企業等の状況を調査・公表し、取組を加速。

事業イメージ・具体例

国

総合評価落札方式及び企画競争方式による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定企業等）を加点評価する取組を、原則平成28年度から実施（WTO対象事業は遅くとも29年度から対象）

内閣府（平成28年度補正予算）

調達に関する民間企業等の状況調査の実施

→調達を通じたワーク・ライフ・バランス等推進の取組を情報発信

働きかけ、情報発信

独法等

平成29年度から原則全面实施

地方公共団体

国の取組に準じ、地域の実情に応じた取組を促進

民間企業等

東京オリパラや民間企業等での調達において同様の取組を促進

資金の流れ



期待される効果

- 公共調達等における加点評価する取組は、働き方改革を進める企業のインセンティブとなり、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス推進が加速される。